

別表一付表の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、中小通算法人（法第66条第6項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に規定する中小通算法人をいいます。以下1から3までにおいて同じです。）が当該事業年度（当該中小通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限り、）において同項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「軽減対象所得金額4」の分子の空欄には、当該中小通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数を記載します。
- 3 中小通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除きます。）には、「軽減対象所得金額4」の欄には、法第74条第1項（確定申告）の規定による申告書に記載された別表一付表「1」及び「3」の金額により計算した金額を記載します。この場合において、既に法第66条第10項の通算事業年度について次に掲げる場合のいずれかに該当して修正申告書の提出又は更正がされていたときは、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第2項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき「所得金額1」及び「計3」の金額として計算される金額により、同欄の金額を計算します。
 - (1) 「計3」の金額が800万円（当該中小通算法人に係る通算親法人の事業年度が1年に満たない場合には、800万円を12で除し、これに当該通算親法人の事業年度の月数を乗じて計算した金額）以下である場合
 - (2) 法第64条の5第6項（損益通算）の規定の適用がある場合
- 4 この明細書のⅡは、通算法人が防衛特別法人税の確定申告若しくは仮決算による中間申告又はこれらの申告に係る修正申告をする場合（当該課税事業年度が当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了する課税事業年度である場合に限り、）に記載します。
- 5 「基礎控除額9」及び「基礎控除残額13」の各欄の分子の空欄には、当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度の月数を記載します。なお、当該各欄の金額として計算される金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げます。
- 6 通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項の規定による更正の請求をする場合（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除きます。）には、「基礎控除額9」及び「基礎控除残額13」の各欄には、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下6において「特別措置法」と言います。）第25条第1項（確定申告）の規定による申告書に記載された別表一付表「6」、「8」、「10」及び「12」の金額により計算した金額を記載します。この場合において、既に特別措置法第13条第7項（課税標準）の通算課税事業年度について次に掲げる場合のいずれかに該当して修正申告書の提出又は更正がされていたときは、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第2項に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき「加算前基準法人税額6」、「計8」、「基準法人税加算額10」及び「計12」の金額として計算される金額により、当該各欄の金額を計算します。
 - (1) 特別措置法第13条第5項の規定を適用しないものとした場合に「計8」及び「計12」の金額として計算される金額の合計額が500万円（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度が1年に満たない場合には、500万円を12で除し、これに当該通算親法人の課税事業年度の月数を乗じて計算した金額）以下である場合
 - (2) 法第64条の5第6項の規定の適用がある場合